

# 農業関係被害は 256億円に

湖と化した水田地帯（嘉島町）



濁流に洗われ、まるで湖ようになった畑（坂本村）

今回の豪雨により、農業関係被害は、県内各地域で発生し、被害総額は、二百五十六億八千四百一十万円にのぼりました。

このうち、農業土木施設では、農地・畦畔の崩壊、流失埋没、水路及び農道の決壊流失が、県下全域にわたって続出し、被害件数一万六千余件、被害額百八十一億九千四百万円に達しています。

農作物では、水稲が広範な地域にわたって冠水したため、大きな被害がでています。特に、加勢川・菊池川流域などでは長期間冠水した四百四十六ヘクタールの水稲が枯死するという被害が発生しました。また、天草の早期米が、穂ばらみ期から登熟期にかけて冠水し、減収をよぎなくされ更に品質低下の増加が心配されています。このため、水稲の被害額は農作物等の被害額の過半数を占めるに及んでいます。野菜は、主に、阿蘇・上益城地域の高冷地野菜、八代・宇城地域のしょうが、工芸作物では、八代・宇城地域のい草、花卉では鹿本の露路菊。また、果樹は、柑橘類が芦北・天草地域の樹体の流失埋没によって、大きな被害を受けています。

その他、農協在庫品、農業近代化施設及び家畜等も被害を受けています。

害が発生しました。また、天草の早期米が、穂ばらみ期から登熟期にかけて冠水し、減収をよぎなくされ更に品質低下の増加が心配されています。このため、水稲の被害額は農作物等の被害額の過半数を占めるに及んでいます。野菜は、主に、阿蘇・上益城地域の高冷地野菜、八代・宇城地域のしょうが、工芸作物では、八代・宇城地域のい草、花卉では鹿本の露路菊。また、果樹は、柑橘類が芦北・天草地域の樹体の流失埋没によって、大きな被害を受けています。

実現しますと災害復旧事業の補助率が引上げられることになり、農作物における技術対策については、「水害による農作物被害に対する技術対策」を七月十三日に第一報を報じたのを皮切りに、災害の状況に応じて、七月二十日に第二報を、さらに七月二十六日に第三報を出し、農家への技術指導を行ってまいりました。また、今回の豪雨が広範囲に水田の冠水をもたらしたため、水稲の冠水被害等に係る対策について、緊急対策会議を開き、水稲の植え替え、生育回復、転換作物等の検討及び対策を図ってまいりました。

県は、農業関係被害の情報を迅速に収集するとともに、県下の被害地域の現地調査を実施し、被災農家の経営安定と再建を図るため、すみやかに次のような措置を講じているところです。

農業土木施設については、頭首工など緊急な復旧を要するものについては、直ちに応急工事を実施するとともに、国に対して災害の本査定をすみやかに行うよう要請し関係市町村に対しては、その受け入れ体制について指導してまいりました。本査定については、八月十七日から実施中ですが、被害箇所が一万六千余件にのぼるため、十一月中旬まで七回に分けて実施されることとなっています。また、四十三億九千万円の予算措置を講じ、査定後、直ちに復旧工事にかかり、早期完成に努めることとしています。

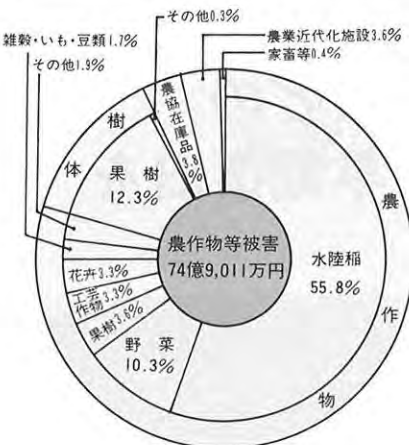
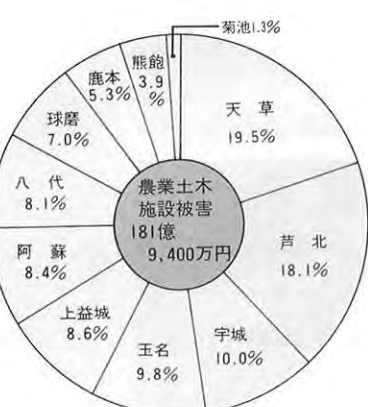
なお、国に対して要望してきた激甚災害の指定は、九月中旬頃になる見込みですが、これが

また、当農対策については、営農特別指導班を編成し、被災地の状況に応じて、長期、短期の営農方策を講じるよう指導の徹底を図ることとしています。

金融措置については、資金の需要額調査を実施するとともに、資金需要に円滑に対応されるよう、天災資金、自作農維持資金が貸付けられるまでの「つなぎ資金」として単県で七億円の融資枠を設け、所要の予算措置を

講じました。また、国に対して要望してきた天災融資法の発動とその激甚災害指定については、九月中旬に予定されており、これにより天災資金の貸付けが図られることとなります。

農業共済については、農業共済組合並びに農業共済事業を行う市町村に対して、収穫皆無田及び転作を行う圃場の損害評価を適正に行うとともに、被害の甚大な箇所については共済金の仮払いが早急に行われるよう指導してまいります。



## 一口メモ

**天災融資法とは**

災害で被害を受けた農林漁業者に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融資してその経営の安定を図ることを目的としています。このために、国及び地方公共団体が金融機関に対し、利子補給等の助成措置を講ずる制度です。

法の発動は、多くの農林漁業者が多額の損失をこうむり、国民経済に及ぼす影響が重大であると認められた場合に、そのつど天災の指定等を内容とする適用政令を制定することとなっています。最近では、被害額はおおむね八十億円以上となった場合に対象となっています。なお、被害が特に激甚である場合には、激甚災害法により、貸付限度額や償還期限に特例措置が講じられます。

- そのほか、浸水した畜舎等の伝染病予防について対策を講じてきました。
- また、国に対しても、繰返し
- ①激甚災害の指定、②天災融資法の発動と融資枠の確保のほか、
  - ③災害復旧の早期完成、④自作農維持資金の融資枠の確保と貸付限度額の引上げ、⑤制度資金の融資条件の緩和、⑥規格外玄米の政府買入れ、⑦流失埋没田の水田利用再編対策上の実績算入、⑧農地復旧十アール当たり限度額の適用緩和、の八項目について要望、陳情しており、今後にもさらに、その実現に向けて努力していくことにしています。



畜舎の消毒に忙しい家畜保健衛生所の防疫班（菊水町）